平成２３年（フ）第４７号
茨城県常陸大宮市田子内町3247番地の２
債務者　石崎　　優
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４９号
茨城県小美玉市橋場美243番地、住民票上の住所茨城県小美玉市川戸1454番地９
債務者　木村　新二
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１１６号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡698番地４
債務者　川崎まさえ
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１２５号
茨城県水戸市見和３丁目1361番地の２　ヴィラクレストＡ201号
債務者　屋代　貴子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１３５号
茨城県水戸市堀町946番地の７　レジデンス堀町Ｂ棟101号
債務者　小松崎拓也
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１３７号
茨城県那珂郡東海村大字舟石川929番地６
債務者　田村　宰子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１４２号
茨城県水戸市見川２丁目60番地の３　見和マンション206号
債務者　小澤　健一
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１４６号
茨城県水戸市石川１丁目3991番地の14、旧住所神奈川県鎌倉市梶原１丁目８番20―103号
債務者　鈴木智奈美
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１４９号
茨城県ひたちなか市大字馬渡3867番地２
債務者　横川　　強
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１５０号
茨城県ひたちなか市大字馬渡3867番地２
債務者　横川　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１５３号
茨城県水戸市自由が丘５番28―201　自由が丘サンガーデンＣポート
債務者　齋藤　清美
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１７０号
茨城県常陸大宮市野上1607番地の333、旧住所東京都江戸川区西葛西６丁目25番１号　幸ビル201
債務者　横山　誠次
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１７２号
茨城県桜川市岩瀬243番地１
債務者　酒寄　雄三
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１７６号
神奈川県平塚市四之宮１丁目15番17号　クローネⅡ―204号
債務者　久保　水穂
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２２６号
神奈川県伊勢原市桜台４丁目３番21号　みどり荘７号
債務者　森　　浩司
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１００号
新潟市中央区営所通１番町260番地
債務者　鷲尾美由紀
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５０号
新潟市西区五十嵐１の町6768番地６、前住所新潟市西区内野西３丁目２番18号
債務者　澁谷　聡美（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
新潟地方裁判所民事部